いじめ重大事態に関する調査報告書

いじめ重大事態調査委員会

令和８年２月

はじめに

本報告書は，令和６年度（２０２４年）に県立学校が認知したいじめ重大事態に関する調査報告書である。学級でのいじめによって不登校に陥り，心身に重大な被害が生じた事案である。学校は令和６年１１月２０日（水）にいじめを認知し，対応にあたったが被害生徒の苦痛を軽減させ，再度登校できる状態には至らなかった。その結果，令和７年６月に被害生徒は，転学することとなった。被害生徒の保護者は，宮崎県教育委員会に対して，いじめ重大事態としての調査を依頼した。これを受け，宮崎県教育委員会は，令和７年９月にいじめ重大事態の調査委員会（以下，調査委員会）を設置した。

調査委員会は，被害生徒の保護者，加害生徒，関連生徒，学校教員（学級担任，管理職，教育相談担当，教科担当）を対象に対面形式の面談，クラスアンケート（オンラインによる）を行った。調査結果から，他者への配慮と尊重を欠く人間関係，いじめ被害生徒への慎重かつ組織的対応が機能しない時，重大事態に発展してしまうリスクをいつでも孕んでいることが示唆された。調査の目的は，苦しい思いをした生徒とその保護者の意向に沿って事実を可能な限り明らかにすること，加害者となってしまった生徒が今後を考えること，そして学校が今一度，生徒への関わり方，支え方，そして教育を問い直すことである。

学校は，学業，知識を学ぶだけでなく，社会を学ぶ場である。自分と意見や信条が異なる人を排除し，分断が深まる現代の社会的風潮において，他者への寛容さと受容する姿勢を示す学校教育であることを願う。本重大事態から，思いやりと協調を学ぶ学級と学校，コミュニティとは何かを考える機会にしてほしい。私たちが生活する地域社会が，そして子ども達を取り巻く学校教育とそこに関わる大人が，他者への思いやりを自らの姿勢で示すことができる地域と人であることを切に願う。

令和８年２月

いじめ重大事態調査委員会

委員長 [redacted]

目次

１　重大事態調査の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

重大事態の認定日

２　調査の目的，調査委員会の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）調査の目的

（２）調査期間

（３）いじめ重大事態の調査組織の構成

３　当該事案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）基礎情報

（２）当該事案の概要

４　調査の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（１）調査方法

（２）調査内容-調査の経緯と対象

５　当該事案の事実経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

（１）いじめ被害生徒の訴え（加害行為）

（２）関連生徒からの聴取内容

（３）いじめ被害生徒の訴え（教職員）

（４）関連教員からの聴取内容

（５）当該事案の事実経過

６　当該事案の事実経過から認定しうる事実・・・・・・・・・・・・・８

７　学校及び学校の設置者の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

（１）学校側の対応

（２）学校の設置者の対応

（３）学校及び学校の設置者の対応に係る考察

８　当該事案への対処及び再発防止策の提言・・・・・・・・・・・・・９

（１）当該事案への対処について

（２）加害生徒への対応として

（３）学校及び学校の設置者に対する提言

1　重大事態調査の位置付け

重大事態の認定日

令和７年８月２６日（火），いじめ重大事態，第１号事案「生命心身財産重大事態」，第２号事案「不登校重大事態」と認定した。

2　調査の目的，調査組織の構成

（１）調査の目的

本調査の目的は，重大事態に至るいじめ行為が，いつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校及び教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り明確にすることである。加えて，今後の学校の対応と，特に学校全体のいじめ未然防止プログラムの必要性，さらに設置者である宮崎県教育委員会への提言を行う。

（２）調査期間

令和７年９月２２日（月）～令和８年２月２７日

（３）いじめ重大事態の調査委員会の構成

委員長：[redacted]（[redacted]大学），副委員長：[redacted]（元学校教員），[redacted]委員（臨床心理士，公認心理師），[redacted]委員（弁護士），[redacted]委員（元警察官）

3　当該事案の概要

（１）基礎情報　宮崎県の県立高等学校

いじめ被害生徒：Ａさん（２年生，当時）

いじめ加害生徒：Ｂさん（２年生，当時）

（２）当該事案の概要

本件は，宮崎県の県立高等学校において令和６年１０月に発見されたいじめ重大事態である。令和６年１０月２９日（火）朝のホームルームで担任教員（当時）が被害生徒の様子がいつもと違うことに気づき声をかける。被害生徒からいじめ被害にあったとの訴えがあり，同日，関係生徒より聞き取りを行う。その後学校は，同年１１月２０日(水)，いじめ不登校対策委員会においていじめとして認知した。同年１１月２２日(金)には，学校で加害生徒から被害生徒に対して謝罪が行われた。その後，学校は，両保護者への報告，学級アンケートの実施，被害生徒への相談対応と学習支援について対応した。２年生を終える時点（令和７年３月３１日）で，令和６年１０月２９日（火）以降の欠席日数は３４日であった。３年生に進級後，数日教室に復帰することができたが，その後欠席が続いた。この間，学校は教育相談室への別室登校，教育相談担当教員による支援

を行なったものの、登校，教室復帰には至らなかった。３年生に進級してからも新しい担任教員と教育相談担当教員による家庭訪問を行い，リモート授業，卒業に向けた単位取得などの説明をしている。しかし，被害生徒からの申立書及び保護者（母親）からの聞き取りによると，学校からの説明と対応は一貫性を欠くもので不信感を抱き，卒業への見通しが立てられなくなったとしている。以上の積み重ねによって，被害生徒と保護者は卒業までの見通しが持てなくなり，令和７年６月，Ｌ高等学校へ転学した。

令和７年７月１６日（水），被害生徒の保護者（父親）と学校の面談が行われた。保護者からは，これまでの学校の説明が不十分であること，さらなる調査の要望が出されている。この間，被害生徒は病院を受診し，医師から適応障害の診断を受けたとの報告があった。同年８月４日（月），再度被害生徒の保護者（父親）と学校の面談が行われ，いじめ重大事態としての対応を求められた。同年８月８日（金）に宮崎県教育委員会へ被害生徒の保護者からいじめ重大事態に関する申立書が提出された。

４．調査の内容

（１）調査方法

調査は２つの形式によって行われた。１つ目は聞き取り調査（対面形式）で行われた。２つ目は，学級全体を対象としたアンケート（オンライン形式）で行われた。各生徒は自宅から個人で回答した。

（２）調査内容

調査の経緯と対象

・令和７年９月２２日（月），聞き取り調査：Ｇ先生（令和５，６年度，１，２年時学級担任）。これまでの経緯と学校の対応について聞き取り調査。

・令和７年９月２６日（金），被害生徒の保護者（父親）と面談。これまでの経緯と今後の調査方針の説明と意向確認。

・令和７年１０月７日（火），聞き取り調査：加害生徒（Ｃさん），いじめ加害行為の事実について。

・令和７年１０月８日（水），聞き取り調査：加害生徒（Ｂさん），いじめ加害行為の事実について。

・令和７年１０月９日（木），聞き取り調査：管理職（Ｈ校長，Ｉ教頭），いじめ事案発生後の学校の対応について。

・令和７年１０月１０日（金），聞き取り調査：加害生徒（Ｄさん），いじめ加害行為の事実について。

・令和７年１０月１４日（火），聞き取り調査：加害生徒（Ｅさん）、関連生徒（Ｆさん），

学級でのいじめ,体育（プール）の時間について。
・令和７年１０月１５日（水），聞き取り調査：被害生徒の保護者（母親），被害生徒のこれまでの経緯，家庭での様子。
・令和７年１０月１７日（金），聞き取り調査：関連教員（教科担当）。
・令和７年１０月２２日（水），聞き取り調査：関連教員（教育相談担当）。
・令和７年１０月２３日（木），聞き取り調査：関連教員（学級担任）。
・令和７年１１月，クラスアンケート（オンライン）。

調査委員会
第１回：令和７年９月１２日（金），いじめ重大事態調査委員会（第１回メール会議），いじめ重大事態に関する説明と調査の方針等の検討。
第２回：令和７年９月１７日（水），いじめ重大事態調査委員会（第２回メール会議），今後の調査のスケジュール調整。
第３回：令和７年９月２６日（金），いじめ重大事態調査委員会（第３回メール会議）。
第４回：令和７年９月３０日（火），いじめ重大事態調査委員会（第１回対面会議），現在までの情報共有と今後の調査の内容と役割分担。
第５回：令和７年９月３０日（火），いじめ重大事態調査委員会（第４回メール会議）。
第６回：令和７年１０月１日（水），いじめ重大事態調査委員会（第５回メール会議）。
第７回：令和７年１０月３日（金），いじめ重大事態調査委員会（第６回メール会議）。
第８回：令和７年１０月７日（火），いじめ重大事態調査委員会（第７回メール会議）。
第９回：令和７年１０月８日（水），いじめ重大事態調査委員会（第８回メール会議）。
第１０回：令和７年１０月１０日（金），いじめ重大事態調査委員会（第９回メール会議）。
第１１回：令和７年１０月２９日（水），いじめ重大事態調査委員会（第２回対面会議）。
第１２回：令和７年１１月１４日（金），いじめ重大事態調査委員会（第３回対面会議）。
令和８年１月１６日（金），被害生徒と保護者（父親）への調査の経過報告。
令和８年２月２７日（金），報告書について内容の確認。

5　当該事案の事実経過

（1）いじめ被害生徒の訴え（加害行為）

被害生徒の保護者（父親）からの聞き取りと事実申立書に基づく情報

イ）机・かばん・筆箱へのゴミや石の投入

ロ）「きもい」「頭がでかい」などの悪口や人格否定発言の繰り返し

ハ）昼食時の「床で食べろ」「来るな」といった発言

ニ）体育の水泳授業中に押す・水をかける等，溺れかけるような危険行為

ホ）周囲生徒による同調・黙認・無視などの心理的孤立

（2）関連生徒からの聴取内容

・加害生徒（Bさん）が被害生徒（Aさん）に対して「歌ってよ」と言っているのを聞いたことがある。

・ふざけるのを断り切れずにつらそうだなと感じたことがある。

・体育の授業（プール）で複数人がふざけて押し合ったり水を掛け合ったりしていた。

（3）いじめ被害生徒の訴え（教職員）

学校の不適切な対応について- 保護者による申立書に基づく

被害生徒・保護者からは，学校側の重大事態として認定の遅れと加害生徒の言い分のみに基づき，深刻な問題と捉えていないこと，加害生徒に対する処分が口頭説諭1回のみであったこと，を問題であると訴えている。また，加害生徒への聴取内容，アンケート結果に関する情報を学校側に求めたが開示されなかったことを問題視している。

以下，被害生徒本人からの聞き取りによる教員からの不適切発言

・安全支援部教諭から「黙って入るな」と威圧的に言われる。

・教育相談担当から「このまま別室登校だと転校・高校を辞めないといけなくなる」と言われる。

・教科担当から「カンニングしたなら再テストしないとね」と言われる。

・教育相談担当および3年時学級担任から「別室登校のままだと単位が出せず卒業が難しくなる」と言われた。

（4）関連教員からの聴取内容

関連教員への聞き取り調査の結果，安全支援部教諭は別室（教育相談室）に入室する際に一言挨拶やノックしてから入室し，黙って入室しないよう指導したことはある（他の個別対応の生徒も在室していることもあるため）。ただし，威圧的に言ったつもりはない。教育相談担当は個別の対応のなかで，「転校」との言葉は使ったが「これまでにそういう生徒もいたからそうならないように頑張ろう」とのつもりで発言した。教科担当は「カンニング」という発言をしたことは誓って無い。被害生徒のテスト点数が高か

ったことは記憶しており「どうやって勉強したの？」といった会話をした記憶はある。この時，周囲の生徒からからかいや冷やかしがあったかは不明。教育相談担当および３年時学級担任は家庭訪問の際に卒業のための話をした。卒業に向けてすべてリモート授業ではなく，対面・登校も必要になると伝えた。

（５）当該事案の事実経過

①令和５-６年度：１-２学年

被害生徒による申立書によると，令和５年１学年の頃から，加害生徒より嫌な気持ちにさせられることがあった。被害生徒と加害生徒は，同じ部活に所属していたが，被害生徒は競技グループの輪に入れてもらえず，部活を辞めている。令和６年１０月２９日，朝のホームルームで担任教員（当時）が被害生徒の様子がいつもと違うことに気づき声をかける。被害生徒からいじめ被害があったとの訴えがあり，同日，関係生徒に対する聞き取りを行う。その後，学校は令和６年１１月２０日いじめ不登校対策委員会において，いじめとして認知した。同年１１月２２日には，学校で加害生徒から被害生徒に対して謝罪が行われた。その後，学校は，両保護者への報告，学級アンケートの実施，被害生徒への別室登校や学習支援などの対応を行なっている。また，教育相談室への別室登校の対応をとるが，欠席日数が増加する（登校状況について，下記「登校，欠席の状況」に記載）。

②令和７年度：３学年

被害生徒は，３学年に進級する。数日，教室に入ることができたものの，欠席が続き令和７年６月転学。令和７年８月，被害生徒の保護者が，学校及び宮崎県教育委員会人権同和教育・生徒指導課を訪問し，いじめ重大事態として調査を依頼する。結果，本件はいじめ防止対策推進法第２８条１項第１号及び第２号に該当するものと判断し，いじめ重大事態と認定された。令和７年９月１２日（金）にいじめ重大事態に対する委員会が開催され，調査が開始された。この間，被害生徒は医療機関（心療内科）を受診し，医師から「適応障害」の診断を受けている。

被害生徒の登校，欠席の状況

いじめ重大事態の不登校状態（法２８条１項２号）については，登校，欠席の状況に関する報告が必要とされる。以下の被害生徒（Ａさん）の登校，欠席の状況。

令和５年度：１学年　登校１９０日，欠席１日

令和６年度：２学年　登校１５５日，欠席４０日

令和７年度：３学年　登校７日，欠席２９日（令和７年６月１日転学）

６．当該事案の事実経過から認定しうる事実

上記のいじめ加害行為イ）～ホ）の中で，学校による調査，事実確認し，かつ加害生徒が認めた行為は，イ）とハ）である。ニ）についても「プールサイドから押す」行為は確認された。ロ）については確認できなかった。また，調査委員会が行ったクラスアンケート（オンライン）の結果から，「Ａさんが，学級でからかわれたり，いじられたりする雰囲気はありましたか？」の質問に対して１４名が「ややそう思う」「そう思う」と回答した。さらに「Ａさんが，学級でからかわれたり，いじられたりして苦しそうに見えたことがありますか？」の質問に２名が「ある」と回答している。したがって，クラスアンケートの結果をふまえ，調査委員会は学級において被害生徒が苦痛を感じるような「からかい」「いじり」があったものと判断した。

関連教員の聞き取り調査から，被害生徒・保護者から申出のあった４つの不適切発言のうち３つ（安全支援部教諭，教育相談担当，教育相談担当および３年時学級担任）が確認された。いずれも不適切発言，威圧的，叱責の意図はなかったものの，いじめ被害生徒と保護者にとって配慮を欠く対応・発言となってしまった。上記のいじめ加害行為をきっかけとして，その後の学校の対応など，さまざまな要因が複合的に影響し，結果として不登校状態の継続，適応障害を発症したと考えられる。

７　学校および学校の設置者の対応

（１）学校側の対応

令和６年１０月２９日に把握したいじめを学校は１１月に認知している。この間，学級担任，教育相談担当教員，管理職等，個別の対応が行われている。しかしながら，学級復帰，登校再開に至らず，令和７年６月に転学となった。結果として，学校側の対応は，被害生徒・保護者の気持ちを尊重した対応には至らず，被害生徒と保護者の苦痛を和らげることにはつながらなかった。保護者（母親）への聞き取りからは，別室登校の様子について「学校に行くたびにとても疲れ，怒りを感じて帰宅する」と振り返っている。令和７年９月２２日付けで，学校の生活支援部による調査と報告書がまとめられている。報告書によると，いじめ加害行為は，部分的「（１）いじめ被害生徒の訴え」イ）とハ）は確認できたと報告している。

重大事態の調査ガイドライン（文部科学省，２０２４）に基づいて，調査委員会は以下の分析を行った。

・法第１３条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか
・学校いじめ対策組織の体制は機能していたか
・学校いじめ未然防止プログラムや早期発見・対処のマニュアルはどのような内容で適

切に運用され機能していたか

学校の学校いじめ防止基本方針（令和６年３月改訂）には，生徒への支援として「いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し，心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという『いじめられた生徒の立場』で，継続的に支援していきます」とある。また，保護者への支援として「いじめが発生したら，複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え，心配や不安を取り除き安心してもらえるようにします」とある。しかし結果として，学校の対応は，加害生徒と被害生徒の双方の立場から公平な調査が行われた一方で，「いじめられた生徒の立場」での支援は不十分なものになってしまった。

次に，学校いじめ対策組織の体制は機能していたか。上記の学校いじめ防止基本方針には「事実関係が把握された時点で，いじめ・不登校等対策委員会において，指導及び支援の方針を決定します。」とある。本事案を担任が把握した１０月後半から学校はすぐに（１１月）にいじめを認知し，担任等による対応を行なっていることから比較的早い対応が行われた。しかしながら，学校いじめ対策組織の体制は，被害生徒の登校の回復には至らなかった。さらに，学校は年度を通じて，学校いじめ未然防止プログラムを全学年・学級において実施するべきであった。

（２）学校の設置者の対応

設置者である宮崎県教育委員会は，いじめ重大事態の発生から学校に対する対応と指導を行なってきた。しかしながら，令和６-７年度と一貫継続して学校がいじめ未然防止プログラムなどの取り組みを行うように指導・監督する必要があった。

（３）学校及び学校の設置者の対応に係る考察

調査委員会は，本いじめ重大事態に陥った要因として，学校の「いじめられた生徒の立場」で支援すること，いじめ防止基本方針に基づく対応，いじめ未然防止プログラム及び対応マニュアルの３つが機能していなかったと分析する。

また，設置者である宮崎県教育委員会は，当該の学校に対して，いじめ未然防止プログラムの実施など，指導・監督する必要があった。

８．当該事案への対処及び再発防止策の提言

（１）当該事案への対処について

被害生徒は，令和７年６月１日（日）付けで転学をしている。そのため学校が被害生徒に対していじめ解消に向けた取り組み，および不登校支援を行うことはできない。一方で，加害生徒に対する指導と反省の機会を学校が設定することが必要になる。

（２）加害生徒への対応として

いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省，２０２４）には「調査結果において，いじめが認定されている場合，加害者に対して，個別に指導を行い，いじめの非に気付かせ，被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は，その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また，いじめの行為について，加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。」とある。学校は再度，加害生徒，そして学校全体で人間関係と他者の尊重と配慮について考えさせる機会を設けてほしい。

（３）学校および学校設置者に対する提言

①学校に対する提言

本件について保護者からの聞き取りによると，いじめによって就職や進学といった進路に重大な影響があり，希望していた将来とは大きく異なる状況になってしまったことがわかった。学校は，いじめ被害生徒への対応を適切に行い，解消に向けた取り組みが失敗したとき，その生徒の将来に決して小さくない影響を及ぼしてしまうことを今一度，認識するべきである。また，保護者は学校のいじめ認知からいじめ重大事態への不十分な対応を訴えている。例えば，「別室登校できている」ことを理由に積極的に重大事態として取り扱わず，加害生徒への処分も口頭説諭のみであったことを問題視している。これらの点について調査委員会は，学校側がいじめ防止対策推進法を遵守しつつも，画一的にならず個別の事案に対し，臨機応変かつ被害生徒と保護者に十分配慮した対応が必要であり，本重大事態ではこの適切な対応が不十分であったと判断した。

また，学校全体でいじめ未然防止プログラムに取り組み，その活動状況と成果を教育委員会に報告すること。いじめ未然防止プログラムは，年間計画に組み入れ，さまざまな学校行事にいじめの防止の取組を盛り込むことを提言する。

②県教育委員会への提言

当該事案は，からかいやいじりが時に重大ないじめ事案を生じさせてしまう危険を孕んでいると分析した。また，いじめを認知した後の被害生徒と保護者への対応の重要性についても学校に指導する必要がある。教職員の対応は，被害児童生徒と保護者に寄り添った対応に失敗すると，その子の将来に重大な悪影響を及ぼすリスクがある。いじめの適切な認知と合わせて細心の注意を払い，被害生徒と保護者への適切な関わりも改善・指導していくことを教育委員会に提言する。学校は，常に人間関係において，特にいじめにつながらない他者への配慮と尊重に取り組む必要がある。これに関して，宮崎県教育委員会のリーダーシップで学級におけるからかいやいじりを重大ないじめ事態に発展させない学校全体の組織的対応，いじめ未然防止プログラムを推進すべきである。